



2026年2月25日

各 位

会 社 名 東 洋 証 券 株 式 会 社  
代 表 者 取 締 役 社 長 小 川 憲 洋  
(コード：8614、東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 上 野 基 聖  
(TEL 03-5117-1124)

## 株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（国外居住者を除く。）および執行役員（国外居住者を除く。以下取締役と併せて、「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）につき、継続することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度の詳細につきましては、2019年5月17日および2023年7月27日の適時開示をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、2019年度より導入しております本制度を継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用しています。2026年度以降の本制度の継続に伴い、設定済みの BIP 信託の信託期間を延長いたします。
- (3) BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様の役員対象のインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付または給付する制度です。

#### 2. 延長後の本制度の期間について

当社は、設定済みの BIP 信託について、信託期間の変更を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続いたします。信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式および金銭については、延長後の BIP 信託に承継いたします。本制度の継続後の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度といたします。

以 上